

通達甲(交.規.道2)第38号

平成2年12月19日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

交 通 部 長
総 務 部 長

違法工作物等措置要綱の制定について

このたび、別添のとおり、違法工作物等措置要綱を制定し、平成3年1月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、工作物等に対する措置要綱の全部改正について(昭和36年10月21日通達甲(交.1.処)第144号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

違法工作物等に対する措置については、旧要綱により運用してきたところであるが、このたび、道路交通法(昭和35年法律第105号)の一部が改正され、違法工作物等の除去等及び保管等に関する規定が整備されたことに伴い、その適正を期するため、新たに要綱を制定するものである。

第2 制定の要点

- 1 違法工作物等に対する是正命令に従わない場合の措置要領を明確にした。
- 2 所有者等が不明な違法工作物等の措置要領を定めた。
- 3 違法工作物等の除去等又は保管等の措置費用の徴収要領を定めた。
- 4 違法工作物等の措置及び措置費用の徴収等に関する不服申立てを受理した場合の措置要領を定めた。

第3 運用上の留意事項

- 1 この要綱は、道路における違法工作物等に対して、他の法令の適用による除去等の措置がなされない場合において、適用するものとする。
- 2 違法工作物等のうち、保管すべき物件が、明らかに遺失物と認められる場合は、遺失物法(平成18年法律第73号)の規定により措置するものとする。ただし、「道路上の放置物件」は、遺失物法第2条第1項に規定する「他人の置き去った物」と解されないので、前1により措置すること。
- 3 滞納処分の要件該当者については、その経済状態により滞納処分を行わない場合又は差押えが禁止若しくは制限されている財産があるので、誤りのないようにすること。

別添

違法工作物等措置要綱

目次

第1章 総則(第1—第7)

第2章 所有者等が判明している場合の違法工作物等の措置(法第81条第1項関係)

第1節 是正措置(第8・第9)

第2節 代執行(第10—第15)

第3節 保管等(第16—第20)

第4節 費用の徴収等(第21—第25)

第5節 滞納処分(第26—第40)

第6節 差押財産の換価処分(第41・第42)

第7節 徴収金が徴収不能となつた場合の措置(第43)

第3章 所有者等が判明しない場合の違法工作物等の措置(法第81条第2項—第12項関係)

第1節 除去等(第44・第45)

第2節 保管等(第46—第49)

第3節 売却等(第50—第52)

第4節 返還及び廃棄等(第53—第55)

第5節 費用の徴収(第56)

第4章 沿道工作物等の措置(法第82条関係)(第57・第58)

第5章 違法工作物等及び沿道工作物等に対する応急措置(法第83条関係)(第59・第60)

第6章 不服申立て等(第61・第62)

第7章 報告等(第63—第65)

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第81条、第82条及び第83条の規定に基づき、警察署長(以下「署長」という。)又は警察官が行う違法工作物等の除去等及び保管等の措置並びにこれらの措置に伴う手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

違法工作物等の除去等及び保管等については、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 工作物 日よけ、雨よけ、塀、アーケード、電柱、取付け広告物その他人為的な労作を加えることによって設置されたものをいう。
- 2 違法工作物等 次に掲げるいずれかに該当する工作物又は物件(工作物以外のものをいう。)をいう。ただし、法第77条第1項第1号に規定する工事及び作業に関して設置するものは除く。
 - (1) 法第76条第1項、第2項又は第3項の規定に違反して設置又は放置するもの。
 - (2) 法第77条第1項の規定に違反して無許可で設置又は放置するもの。
 - (3) 法第77条第3項又は第4項に規定する条件に違反して設置又は放置されたもの。
 - (4) 法第77条第7項の規定に違反して当該工作物等の除去その他道路を原状

に回復する措置を講ずることなく放置されてあるもの。

- 3 沿道の工作物等 道路に接続する土地等において設置された工作物及び物件をいう。
- 4 所有者等 違法工作物等の所有者、占有者その他当該違法工作物等について権原を有する者をいう。
- 5 除去等 違法工作物等に対する除去、移転、改修等の措置をいう。
- 6 保管等 除去した工作物等についての保管、売却、返還、廃棄等の措置をいう。
- 7 除去業者、保管業者 東京都契約事務規則(昭和 39 年東京都規則第 125 号)等の定めるところにより、署長が除去等又は保管等の業務に関する有償委託契約(以下「委託契約」という。)を締結した業者をいう。

第 4 取扱責任者等

- 1 署長は、違法工作物等の除去等及び保管等の適正を図るため、交通担当課長(島部警察署にあつては次長)を取扱責任者に充てるものとする。
- 2 取扱責任者は、署長の命を受け、違法工作物等の除去等及び保管等の措置について全般的指揮に当たるほか、本部主管課、除去業者、保管業者等との連絡調整を行うものとする。
- 3 取扱責任者が不在の場合は、交通を担当する課長代理若しくは係長又は本署当番責任者(島部警察署にあつては宿直責任者)がその職務を代行するものとする。

第 5 副取扱責任者

- 1 署長は、違法工作物等の除去等及び保管等の措置に関する予算、契約、売却、支払、廃棄等に係る会計事務の適正を図るため、会計課長又は会計厚生担当課長代理(会計課長及び会計厚生担当課長代理を置いていない警察署にあつては、会計厚生係長、島部警察署にあつては会計担当者)を副取扱責任者とする。
- 2 副取扱責任者は、除去等及び保管等の措置が迅速、適正に行われるよう取扱責任者との連携に努めるものとする。

第 6 契約の手続

署長は、違法工作物等の措置に当たって、除去業者等と委託契約及び売買契

約を締結する場合の手続は、関係法令及び次に掲げる規則の定めるところにより、行うものとする。

- 1 東京都会計事務規則(昭和 39 年東京都規則第 88 号)
- 2 東京都物品管理規則(昭和 39 年東京都規則第 90 号)
- 3 東京都契約事務規則(昭和 39 年東京都規則第 125 号)
- 4 東京都契約事務の委任等に関する規則(昭和 39 年東京都規則第 130 号)
- 5 東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則(昭和 47 年東京都規則第 114 の 6 号)

第 7 歳入歳出等の手続

署長は、違法工作物等の措置に要した費用の徴収及び支払いについては、東京都会計事務規則の定めるところにより行うものとする。

第 2 章 所有者等が判明している場合の違法工作物等の措置(法第 81 条第 1 項関係)

第 1 節 是正措置

第 8 警察官の措置

警察官は、道路において違法工作物等を認めた場合には、当該違法工作物等の所有者等に対して除去等の警告を行うとともに、その状況を別記様式第 1 の「違法工作物等措置簿」により、速やかに署長に報告するものとする。

第 9 署長の措置

- 1 署長は、前第 8 による報告を受けた場合は、所有者等に対し、速やかに違法工作物等の除去等を命ずるなど、必要な措置をとらなければならない。
- 2 前 1 の措置をとった場合は、違法工作物等措置簿に所要事項を記入して、その経過を明らかにしておくものとする。
- 3 署長は、前記 1 による違法工作物等に対する是正措置を命ずる場合は、別記様式第 2 の「違法工作物等措置命令書」(以下「措置命令書」という。)を所有者等に交付して行うものとする。この場合、所有者等に措置命令書の受領書を提出させ、違法工作物等措置簿に添付するものとする。

- 4 署長は、措置命令書の措置期限を定める場合は、当該違法工作物等の形態、所有者等の事情など、個々の事案に応じて客観的、合理的な期間を指定するものとする。
- 5 署長は、違法工作物等の所有者等が措置命令書による是正命令に従わない場合は、措置命令違反として検挙し、事件を送致するものとする。この場合において、証拠保全のため必要と認めるときは、当該違法工作物等を差し押さえるなど必要な措置をとるものとする。

第2節 代執行

第10 署長の措置

署長は、前第9の5による送致をした後においても、なお当該違法工作物等の除去等がなされないと認められる場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、代執行の措置をとることができる。

第11 本部報告

署長は、前第10の規定により代執行の措置をとる必要があると認めた場合は、あらかじめ別記様式第3の「代執行報告書」に次の書類の写しを添付して、交通部長(交通規制課道路第二係経由。以下同じ。)及び総務部長(会計課予算係経由)に報告するものとする。

- 1 違法工作物等措置簿
- 2 措置命令書
- 3 措置命令書受領書

第12 戒告

- 1 署長は、代執行に当たっては、違法工作物等の所有者等(以下この章において「義務者」という。)に対して、別記様式第4の「戒告書」により代執行を行う旨を戒告するものとする。この場合、戒告書は、義務者に直接交付することとし、これにより難しい場合は、内容証明及び配達証明付書留郵便により当該義務者に送付するものとする。
- 2 戒告書の是正措置の履行期限を定める場合は、次の期間を基準とし、違法工作物等の形態、義務者の事情など、個々の事案に応じて客観的、合理的な期間を指定するものとする。

- (1) 人の居住する違法工作物等の除去 1か月以上
 - (2) 前(1)以外の違法工作物等の除去 10日
- 3 措置命令書の措置期限が経過した場合において、是正命令を履行しているが完了していないときは、戒告を行わないものとする。ただし、故意に是正命令の履行を遅延させていると認められる場合は、この限りでない。

第13 義務履行の催促

署長は、戒告書を交付した日(郵送による場合は、投函した日)から当該戒告書の履行期限日までのうち、2分の1の期間が経過しても義務履行の着手がない場合は、当該義務者に対して、電話、催促状等により義務の履行を促すものとする。

第14 代執行

- 1 署長は、戒告書の履行期限が経過しても、なお義務が履行されない場合は、別記様式第5の「代執行令書」により代執行の期日、代執行費用の概算見積額その他必要な事項を当該義務者に通知するものとする。
- 2 代執行令書の代執行の期日を定める場合は、戒告書による義務履行期限及び代執行の準備期間等を勘案して指定するものとする。

第15 執行責任者

- 1 署長は、代執行権者として自ら現場において指揮をとることができない場合は、別記様式第6の「代執行命令書」により執行責任者を指定しなければならない。この場合、原則として交通担当課長(島部警察署にあっては次長)を執行責任者に指定するものとする。
- 2 署長は、執行責任者を指定した場合は、別記様式第7の「代執行責任者証」を交付するものとする。
- 3 執行責任者は、代執行に当たっては、代執行責任者証を携帯し、相手の要求がある場合は、これを提示しなければならない。
- 4 代執行を実施した場合は、別記様式第8の「代執行実施簿」に所要事項を記載して、その経過を明らかにしておくものとする。

第3節 保管等

第 16 引取通知書

代執行により除去した違法工作物等は、義務者が引き取るべきことを、別記様式第 9 の「引取通知書」により当該義務者に通知するものとする。この場合、引取通知書は、原則として前記第 14 の 1 の代執行令書に添付して行うこと。

第 17 違法工作物等の保管

- 1 署長は、除去した違法工作物等について、前第 16 の引取通知書により引取りを通知しても、義務者が引取りを拒否するなどやむを得ない場合は、警察署の倉庫等の施設において、損傷防止等に留意し、適正に保管するものとする。
- 2 前 1 により難しい場合は、保管業者に保管を委託するものとする。この場合、保管業者から別記様式第 10 の「工作物等預り書」の提出を受け、違法工作物等措置簿に添付するものとする。

第 18 保管工作物等の返還

- 1 署長は、保管した違法工作物等を返還する場合は、引取りを申し出た相手(以下この章において「引取人」という。)に住所及び氏名を証する書類を提示させるなどにより、当該違法工作物等の所有者であるか、又は返還を受けるべき権限を有する者であるかを確認した後、速やかに返還の措置をとるものとする。
- 2 警察施設に保管している違法工作物等を返還する場合は、引取人から別記様式第 11 の「受領書」の提出を受け、違法工作物等措置簿に添付するものとする。
- 3 保管業者に保管を委託している違法工作物等を返還する場合は、引取人に*別記様式第 12 の「工作物等引渡依頼書」を交付して、保管業者の営業時間内において、工作物等引渡依頼書と引換えに当該違法工作物等を引き取るよう指示するとともに、前 2 の受領書の提出を受け、違法工作物等措置簿に添付するものとする。この場合において、工作物等引渡依頼書に記載された保管期間を過ぎて引き取ったときは、追加保管料金を引取人が直接保管業者に支払うことになることを告知するものとする。

第 19 供託

- 1 署長は、義務者が保管に係る違法工作物等の引取りの催促に従わない場合は、当該違法工作物等を民法(明治 29 年法律第 89 号)及び供託法(明治 32 年法律第 15 号)の規定により、速やかに供託の手続をとるものとする。

- 2 前1の場合において、当該物件が滅失、き損のおそれがあるとき、又は保管に過分の費用を要すると認められるときは、非訟事件手続法(明治31年法律第14号)の規定により、代執行履行地を管轄する地方裁判所の許可を得てこれを売却し、その代金を供託するものとする。
- 3 前2の売却の手続は、本章第6節に規定する差押財産の換価処分の手続を準用するものとする。

第20 供託の方法

- 1 署長は、供託物又は売却代金を供託する場合は、供託書を作成し、供託物又は売却代金を添えて代執行履行地を管轄する供託所に行うものとする。
- 2 供託書には、供託通知書並びに内容証明及び配達証明に要する郵券をちよう付した封筒を、供託物の返還を受ける者の数だけ添付するものとする。
- 3 供託所から供託書の正本を受け取り、代執行実施簿に添付するものとする。

第4節 費用の徴収等

第21 費用の徴収

署長は、違法工作物等の除去等又は保管等を、除去業者又は保管業者に委託して行った場合は、その費用(以下この節において「徴収金」という。)を義務者から徴収するものとする。ただし、除去等又は保管等について、中止又は未着手の場合は、徴収しないものとする。

第22 納付下命

- 1 署長は、義務者に対し、東京都会計事務規則に規定する納入通知書により徴収金の納付を命ずるものとする。
- 2 徴収金の額は、除去業者及び保管業者の請求書、契約書、請書、見積書その他の証拠書類に基づく支払予定金額又は支払金額とする。
- 3 徴収金が高額にわたる等の事情により一括徴収することが困難であると認められる場合は、義務者に分割納入させることができる。この場合、措置経過を記載した違法工作物等措置簿(写)を添えて、交通部長に報告するものとする。
- 4 納入通知書の納付期限は、納入通知書を発した日の翌日から起算して10日目の日を指定するものとする。

第 23 督促

- 1 署長は、納入通知書の納付期限までに徴収金を完納しない義務者(以下この章において「滞納者」という。)に対し、当該納付期限後 20 日以内に別記様式第 13 の「督促状」により、徴収金の納付を督促するものとする。
- 2 督促状の納入期限は、その発送の日から起算して 10 日目の日を指定するものとする。

第 24 公示送達書

署長は、督促状があて先人不明等のため返送されてきた場合は、更に所在調査を行い、なお所在等が判明しないときは、別記様式第 14 の「公示送達書」を警察署の掲示板に 7 日間掲示し、督促に代えるものとする。

第 25 納入の催促等

- 1 署長は、納入通知書の納付期限又は督促状の納入期限が経過した滞納者に対しては、電話、催促状等により納入を促すものとする。
- 2 滞納者については、追跡調査状況を違法工作物等措置簿に記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

第 5 節 滞納処分

第 26 滞納処分の要件

署長は、督促状を発した日から 10 日が経過し、又は公示送達書を掲示した日から起算して 17 日を経過した場合は、滞納者の財産を差し押さえることができる。

第 27 交通部長への上申

署長は、滞納処分を必要とする事案がある場合は、別記様式第 15 の「滞納処分以上申書」に次の書類の写しを添付の上、速やかに交通部長に滞納処分の執行を上申するものとする。

- 1 違法工作物等措置簿
- 2 代執行実施簿
- 3 公示送達書

4 その他(工作物等受領書、戸籍謄本、住民票等)

第 28 滞納処分の執行者

滞納処分の執行は、東京都知事の指定する滞納処分吏員が行うものとする。

第 29 差押財産の調査

滞納処分吏員は、滞納処分の執行に当たっては、あらかじめ、滞納者の勤務先又は取引金融機関から滞納者の財産の有無等必要事項について調査するものとする。

第 30 滞納処分の除外者

滞納処分吏員は、前記第 26 に規定する滞納処分の要件を満たしている場合であっても、財産の調査の結果、次のいずれかに該当するときは、滞納処分を行わないものとする。

- 1 滞納処分を執行できる財産がないとき。
- 2 滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫するおそれがあるとき。
- 3 滞納者の所在及び滞納処分を執行できる財産が共に不明であるとき。

第 31 滞納処分の予告

滞納処分吏員は、滞納処分の執行に当たっては、あらかじめ滞納者又は滞納者の財産を占有する第三者(以下この章において「滞納者等」という。)に対して別記様式第 16 の「差押予告通知書」を送付するものとする。

第 32 滞納処分の報告

滞納処分吏員は、差押処分の執行及び執行結果を交通規制課長(道路第二係経由。以下同じ。)に報告するものとする。

第 33 執行の方式

滞納処分吏員は、滞納処分の執行に当たっては、滞納処分吏員証及び滞納票を立会人に提示した後、実施するものとする。

第 34 差押対象財産

差押えの対象財産は、原則として、預金、給料、電話加入権等換価の必要のないもの又は換価の容易なものとする。

第 35 財産の搜索

- 1 滞納処分吏員は、財産の差押えをする場合において、必要があるときは、搜索をすることができる。
- 2 滞納処分吏員は、前 1 に規定する搜索を行う場合は、次のいずれかに該当する者を立ち合わせるものとする。
 - (1) 滞納者等若しくはその同居の親族、使用人又はその他の従業員で相当と認められる者
 - (2) 前(1)の者が不在であるとき、又は立会いに応じないときは、近隣者等(成人者 2 名)又は市区町村の職員
- 3 滞納処分吏員は、搜索をした場合において、差し押さえるべきものがないときは、別記様式第 17 の「搜索調書」を作成し、その謄本を滞納者等又はこれら以外の立会人があるときは、当該立会人に交付するものとする。

第 36 現金、動産の差押え

- 1 動産又は有価証券の差押えは、滞納処分吏員が、その財産を占有して行うものとする。
- 2 滞納金に見合う現金を差し押さえた場合は、滞納者から滞納金を徴収したものとみなす。
- 3 滞納処分吏員は、前 1 及び 2 の財産を差し押さえた場合は、別記様式第 18 の「差押調書」を作成し、その謄本を滞納者又は立会人に交付するものとする。

第 37 債権の差押え

- 1 滞納処分吏員は、滞納者の債権を差し押さえる場合は、第三債務者に対し別記様式第 19 の「債権差押通知書」を交付し、滞納者に対する債務の履行を禁ずるとともに、その債務の履行を滞納処分吏員に対して行うよう命ずるものとする。
- 2 前 1 により債権を差し押さえた場合は、第三債務者に領收証を交付するとともに、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に送付し、債権の取立てその他の処分を禁ずるものとする。
- 3 滞納者等には、債権を取り立てた日から 3 日以内に別記様式第 20 の「配当計

算書」を交付するものとする。

第 38 給料等の差押え

- 1 前第 37 の債権のうち、給料、賃金、歳費、退職金等(以下「給料等」という。)の差押えについては、他に処分すべき差押財産がなく、やむを得ない場合に行うものとする。
- 2 滞納処分吏員は、給料等を差し押さえようとする場合には、あらかじめ別記様式第 21 の「差押金額計算書」により給料等の月額を調査し、法定の差押禁止額を控除して行うものとする。

第 39 第三者占有物件の差押え

滞納処分吏員は、滞納者の財産を占有する第三者が当該財産の引渡しを拒んだ場合は、あらかじめ別記様式第 22 の「引渡命令書」により引渡命令を発し、当該引渡命令書を発した日の翌日から起算して 7 日経過後に差し押さえるものとする。

第 40 差押え後に納入した場合の措置

- 1 滞納処分吏員は、財産(現金を除く。)を差し押さえた後に滞納者等から滞納金納入の申出があった場合は、滞納金の納入を確認した上、差押解除の手続をとるものとする。
- 2 前 1 の差押えの解除を行う場合は、滞納者等に別記様式第 23 の「差押解除通知書」を送付するものとする。

第 6 節 差押財産の換価処分

第 41 換価処分

差押財産(以下「公売財産」という。)を換価処分する場合は、東京都契約事務規則等の規定に基づき公売するものとする。

第 42 売却決定通知書の交付

滞納処分吏員は、公売財産の売却が決定し、買受人が買受代金を納入した場合は、当該公売財産と共に売却決定通知書を買受人に交付するものとする。

第7節 徴収金が徴収不能となった場合の措置

第43 徴収不能の措置

署長は、滞納者が所在不明等のため、徴収金の徴収が不能となった場合の措置については、警視庁の所管する東京都の債権に係る徴収停止等の実施に関する要綱(平成18年9月27日通達甲(総.会.決)第14号)を準用するものとする。

第3章 所有者等が判明しない場合の違法工作物等の措置(法第81条第2項―第12条関係)

第1節 除去等

第44 警察官の措置

警察官は、道路において違法工作物等を認めた場合、所有者等が不明なときは、速やかにその状況を違法工作物等措置簿により署長に報告し、指揮を受けるものとする。

第45 署長の措置

- 1 署長は、前第44に規定する報告を受けた場合において、違法工作物等の所有者等が不明のため、是正命令ができないときは、自ら除去等必要な措置をとらなければならない。
- 2
- 3 違法工作物等の所有者等の調査に当たっては、当該違法工作物等が設置されている道路の管理者又は地域の住民等に対する照会を行うとともに、違法工作物等措置簿により調査経過を明らかにしておくものとする。
- 4 前記2の除去業者が作業を終了した場合は、当該除去業者から別記様式第24の「作業完了通知書」の提出を受け、違法工作物等措置簿に添付するものとする。

第2節 保管等

第46 違法工作物等の保管

- 1 署長は、前第 45 の規定により違法工作物等を除去した場合は、当該違法工作物等を保管しなければならない。
- 2 違法工作物等を保管した場合は、別記様式第 25 の「保管工作物等一覧簿」を署内に備え付け、関係者の閲覧に供するものとする。
- 3 違法工作物等の保管手続については、前記第 17 の 2 の規定を準用するものとする。

第 47 保管の公示

署長は、違法工作物等を保管した場合は、保管を開始した日から起算して 14 日間、別記様式第 26 の「違法工作物等保管公示書」を警察署の掲示板に掲示しなければならない。

第 48 公報登載要請

署長は、前第 47 の公示期間が満了しても、所有者等の氏名及び住所を知ることができない場合は、* 別記様式第 27 の「公報登載依頼書」に次の書類を添付して、速やかに交通規制課長に東京都公報への登載を要請するものとする。

- 1 違法工作物等措置簿(写)
- 2 違法工作物等保管公示書(写)
- 3 違法工作物等保管公示(別記様式第 28)

第 49 調査及び告知

署長は、保管公示をし、又は東京都公報に登載した場合であっても、当該違法工作物等の所有者等の調査を継続し、所有者等が判明した場合は、速やかに電話等の方法により、返還手続その他必要な事項を告知するものとする。

第 3 節 売却等

第 50 売却

署長は、保管した違法工作物等が次のいずれかに該当する場合は、東京都契約事務規則等に規定する手続により、売却することができる。

- 1 滅失し、又は破損するおそれがあるとき。
- 2 保管公示の日から起算して 3 か月を経過してもなお当該違法工作物等を返還

することができない場合において、当該違法工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該違法工作物等の価格の評価に関する事情を勘案して評価した価格よりも、保管に要する費用が明らかに多いとき、又は不相当な手数を要するとき。

第 51 売却の手続

- 1 売却に係る違法工作物等の価格評価を行う場合において、必要があると認めるときは、当該違法工作物等の価格の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
- 2 売却後に引取人が出頭した場合は、売却処分に付したことを説明するとともに、別記様式第 29 の「工作物等売却処分通知書」を 2 部作成し、1 部を引取人に交付し、他の 1 部を違法工作物等措置簿に添付するものとする。

第 52 削除

第 4 節 返還及び廃棄等

第 53 返還手続

署長は、前記第 46 の規定により保管した違法工作物等及び前記第 50 の規定による売却代金の返還手続は、前記第 18 の規定を準用するものとする。

第 54 廃棄

- 1 署長は、前記第 51 に規定する売却処分に付しても買受人がなく、かつ、価格が著しく低い違法工作物等については、廃棄することができる。この場合、別記様式第 30 の「違法工作物等廃棄書」により行うものとする。
- 2 廃棄後に引取人が出頭した場合は、廃棄処分に付したことを説明するとともに、別記様式第 31 の「工作物等廃棄処分通知書」を 2 部作成し、1 部を引取人に交付し、他の 1 部を違法工作物等措置簿に添付するものとする。

第 55 東京都への所有権帰属

署長は、前記第 47 に規定する保管の公示の日から起算して 6 か月経過しても所有者等が判明しない違法工作物等又はその売却代金を返還することができない

場合は、受入決定原議を作成し、所有権帰属の手続をとるものとする。

第 5 節 費用の徴収

第 56 費用の徴収

- 1 署長は、業者に委託した違法工作物等の除去等及び保管等に係る費用については、その所有者等から徴収するものとする。
- 2 費用の徴収、督促及び滞納処分の手続は、前記第 21 から第 43 までの規定を準用するものとする。この場合において、前記第 23 中「別記様式第 13 の「督促状」」とあるのは、「別記様式第 13 の 2 の「督促状」」と読み替えるものとする。

第 4 章 沿道工作物等の措置(法第 82 条関係)

第 57 警察官の措置

警察官は、沿道工作物等が、道路の交通に危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めた場合は、当該沿道工作物等の所有者等に対し、除去等の警告を行うとともに、速やかにその状況を違法工作物等措置簿により署長に報告するものとする。

第 58 署長の措置

- 1 署長は、沿道工作物等の所有者等が警告に従わない場合は、当該沿道工作物等の所有者等に対して、別記様式第 32 の「沿道工作物等措置命令書」により、除去等の必要な是正措置を命ずるものとする。
- 2 所有者等が前 1 の是正措置の命令に従わない場合の措置は、第 2 章の規定を準用するものとする。この場合において、前記第 9 の 3 中「違法工作物等措置命令書」とあるのは、「沿道工作物等措置命令書」と読み替えるものとする。
- 3 沿道工作物等の所有者等が不明のために是正命令ができない場合の措置は、第 3 章の規定を準用する。

第 5 章 違法工作物等及び沿道工作物等に対する応急措置(法第 83 条関係)

第 59 警察官の措置

- 1 警察官は、違法工作物等又は沿道工作物等が道路の交通に危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認められ是正命令のいとまがない場合は、必要な限度において当該違法工作物等又は沿道工作物等の除去等の措置をとることができる。
- 2 前 1 の措置をとった場合は、その状況を工作物等措置簿により署長に報告するとともに、除去した違法工作物等又は沿道工作物等についてはこれを差し出すものとする。

第 60 署長の措置

- 1 署長は、前第 59 の 2 に規定する報告及び差出しを受けた場合は、当該違法工作物等又は沿道工作物等の保管等を行わなければならない。
- 2 前 1 の保管等に関する手続は、第 3 章の規定を準用する。

第 6 章 不服申立て等

第 61 教示義務

署長及び滞納処分吏員は、不服申立て等の対象となる処分を行う場合は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 57 条に規定する不服申立てに関する教示及び行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 46 条に規定する取消訴訟に関する教示を書面で行うものとする。

第 62 不服申立てを受理する際の留意事項

不服申立ては、次の事項に留意し、取り扱うものとする。

- 1 審査請求書の記載事項に不備があると認める場合で、補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、その補正を指導すること。
- 2 審査請求書は、正副 2 通提出しなければならないことを教示し、必ず警視庁文書管理規程(平成 13 年 3 月 21 日訓令甲第 6 号。以下「文書管理規程」という。)第 8 条第 2 項の規定により受付印を押し、文書管理総合システムに所要事項を登録し、その收受を明らかにしておくとともに、正本を直ちに審査庁(交通規制課道路第二係経由)に送付すること。
- 3 口頭による不服申立てがあったときは、不服申立ては、書面を提出してしなければならないことを教示すること。

- 4 審査請求書が郵便等で提出された場合は、送付に要した日数は、不服申立ての期間に算入しないこと。
- 5 審査請求書を受理した場合、審査庁から審査請求書が提出された旨の連絡を受理した場合、期間経過後の申請を受理した場合又は審査請求事案に発展するおそれがあると認められる事案を取り扱った場合は、当該事案の内容を把握し、迅速かつ的確に対応するとともに、交通部長に電話により速報すること。

第7章 報告等

第63 特異報告

署長は、違法工作物等の除去等及び保管等の措置に伴い、公務執行妨害事案の発生又は地域住民の反響等特異な事案があった場合は、速やかに交通部長に報告するものとする。

第64 関係簿冊の保存期間

代執行実施簿、違法工作物等措置簿及び保管工作物等一覧簿の保存期間は、文書管理規程第21条に基づき作成された文書分類基準表によるものとする。ただし、次に掲げる事案に係る場合は、それぞれの定める期間保存すること。

- 1 第22の3に規定する分割納入事案 徴収完了後2年間
- 2 第43に規定する徴収不能事案 その時効完成後2年間

第65 高速自動車国道等への準用

警視庁高速道路交通警察隊長は、高速自動車国道等における除去等及び保管等の措置については、この要綱を準用するものとする。

別記様式第1(第8、第44、第57、第59関係)(表)

署長	副署長・次長	課長	課長代理	係長

年 月 日

係
階級 氏名 印

違法工作物等措置簿(報告書)

工作物等の 設置場所等	区 町 丁目 番 号	工作物等	所有者等
措置を必要 とする理由			
措置命令書交付 及び措置区分	年 月 日 1 除去 2 移転 3 改修 4 原状回復 5 その他()		
措置した日時	年 月 日 午 時 分		
措置した者	1 警察官 2 所有者等 3 委託業者 4 その他		
措置を委託 した業者	区 町 丁目 番 号(魁)	会社名又は氏名	
保管 場所	警察署	1 倉庫 2 庭 3 その他()	
	委託会社名	(魁)	
保管期間	始期	年 月 日 午 時 分	
	終期	年 月 日 午 時 分	
公示日	署掲示	年 月 日	公報登載 年 月 日
納付下命金額	円(内訳)		
納付下命 徴収	年 月 日	年 月 日	
督促状発送の日	年 月 日 (文書番号第 号)		
滞納処分	年 月 日		
返 還	年 月 日	返還者の認	
売 却	年 月 日	売却代金	円
廃 棄	年 月 日		

備考 各欄中、算用数字を付してあるところには、当該数字を○でかこむこと。

(裏)

経 過 記 録			
年 月 日	措置経過及び実施結果		扱 者 印
終了報告	署長	副署長・次長	上記のとおり終了したので報告する。 年 月 日 取扱責任者 氏名

備考 経過記録欄には、必要な措置経過を記入すること。

別記様式第2 (第9関係)

1枚目 (表)

第 年 月 日 号

住 所
氏 名

殿

警視庁

警察署長 印

違法工作物等措置命令書

下記のとおり、必要な措置をとるよう、道路交通法第81条第1項の規定により命令します。

記

違法工作物等の場所	区(市) 町(村) 丁目 番 号
違法工作物等	
とるべき必要な措置	
措置期限	年 月 日まで
備 考	

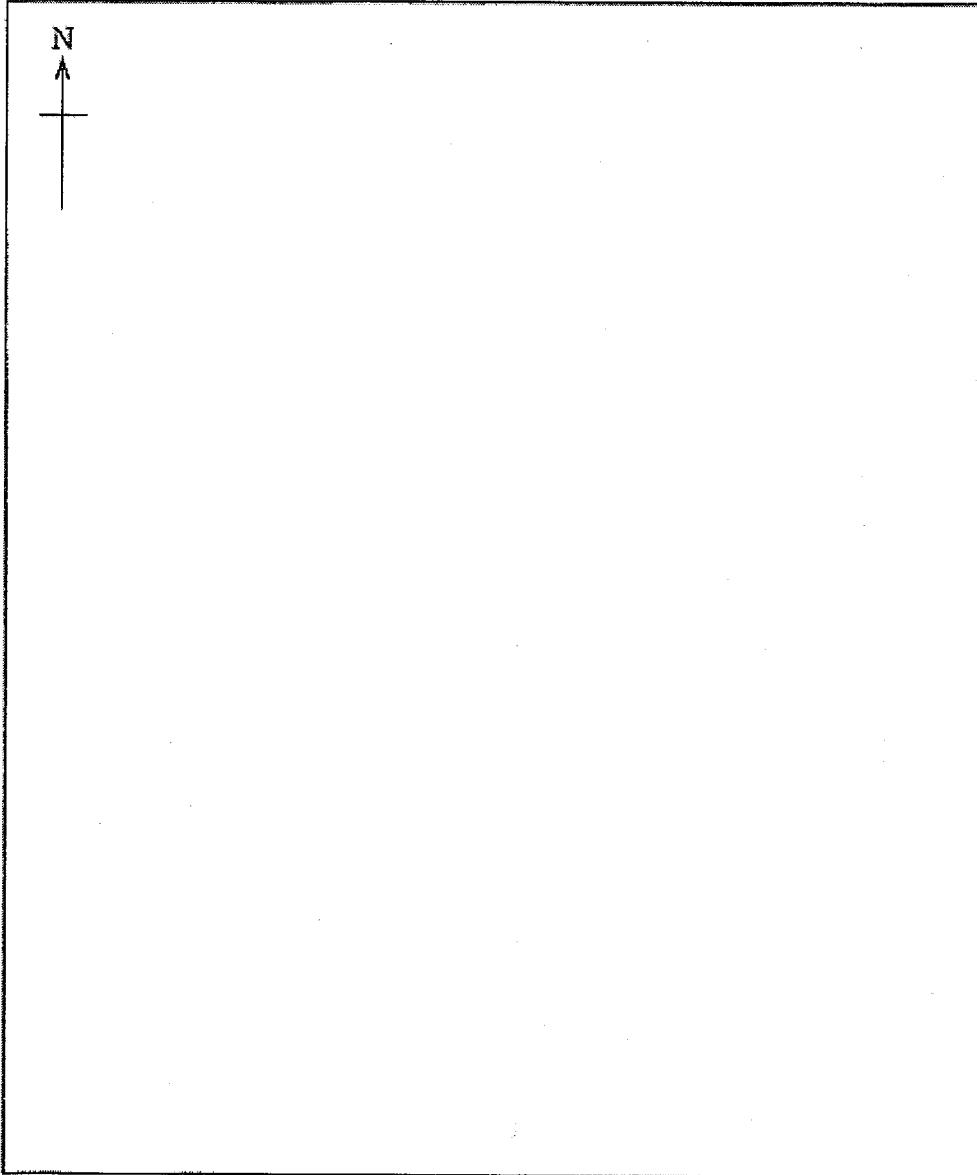
備考 この命令に従わないときは、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられるほか、本職自ら必要な措置をとることがあります。

き り と り 線

受 領 書		年 月 日
警視庁	警察署長殿	
	住 所 氏 名	印
年 月 日	付第 号	による違法工作物等措置命令書を受け取りました。

1枚目(裏)

現場見取図及び措置要領



2枚目

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部交通規制課道路第二係経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第3

第 年 月 日
号

交通部長殿 (交. 規. 道2)
総務部長殿 (総. 会. 予)

警察署長 印

代 執 行 報 告 書

みだしのことについては、下記のとおり代執行の必要が認められるので報告する。

記

違法工作物等	
設置(放置)場所	区 町 丁目 番 号
措置命令年月日	年 月 日
代 執 行 の 必 要 性 を 認 め た 理 由	
添 付 書 類	1 違法工作物等措置簿 (写) 2 違法工作物等措置命令書 (写) 3 沿道工作物等措置命令書 (写) 4 措置命令書受領書 (写)

別記様式第4（第12関係）

（表）

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 殿

警視庁 警察署長 印

戒 告 書

下記工作物等に対する是正措置については、 年 月 日付け第 号
（措置期限 年 月 日）により、違法工作物等措置命令書、沿道工作物等
措置命令書を交付しましたが、いまだに義務が履行されていません。下記期限までに履行
されないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき、本職が、これを執行することとな
るので、同法第3条第1項の規定に基づき戒告します。

なお、代執行に要した費用はあなたから徴収します。また、代執行により工作物等又は
他の資材について損害を生じても、その責任は一切負わないので、念のため申し添えます。

記

履 行 期 限	年 月 日まで
工作物等の場所	区（市） 町（村） 丁目 番 号
工 作 物 等 （危険又は妨 害となってい る工作物等）	
と る べ き 必 要 な 措 置	
備 考	

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部交通規制課道路第二係経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第5（第14関係）

（表）

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 殿

警視庁 警察署長 印

代 執 行 令 書

下記のとおり、行政代執行法第2条の規定により、代執行を行いますので、同法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する費用は、同法第5条の規定に基づいて、あなたから徴収します。
記

代 執 行 を 行 う 期 日	年 月 日
代 執 行 を 行 う 場 所	区（市） 町（村） 丁目 番 号
代執行を行 う工作物等	
執行責任者	
代執行に要 する 費 用	円也（概算見積額）
代 執 行 を 行 う 理 由	1 違法工作物等措置命令書交付（ 年 月 日第 号） 2 沿道工作物等措置命令書交付（ 年 月 日第 号） 3 戒告書交付（ 年 月 日第 号） によっても義務を履行しないため。
代 執 行 の 措 置	1 除去 2 移転 3 改修 4 その他

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部交通規制課道路第二係経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第6(第15関係)

代 執 行 命 令 書

警 視 庁
階 級 氏 名

警 察 署

下記の行政代執行に係る代執行令書を別紙のとおり義務者あて通知したので、
執行責任者として実施されたい。

年 月 日

警視庁
警 視

警察署長

印

記

1 実施事項

代執行令書(年 月 日付 第 号)記

載の 区 町 丁目 番 号先の

違法工作物等()の除去(改修、移転、その他)。

2 代執行実施予定日

年 月 日から 年 月 日までの間

別記様式第7(第15関係)

代執行責任者証

警視庁
階級氏名

警察署

上記の者は、下記の行政代執行にかかる執行責任者であることを証する。

年 月 日

警視庁
警視

警察署長

印

記

1 代執行する場所

2 代執行する工作物等

3 所有者等の住所 氏名

別記様式第8(第15関係)

署長	副署長・次長	課長	課長代理	係長

代 執 行 実 施 簿

		年 月 日	
警視庁 警 視		警察署長 殿	
		階級	氏名
印			
下記のとおり、代執行を実施したので報告する。			
被執行者の 住所氏名			
代 執 行 の 場 所	区 町 丁目 番 号		
代執行対象 工作物等			
代 執 行 の 経 過			
措置命令書	年 月 日交付(除去、移転、改修、その他) (措置期限 年 月 日まで)		
戒 告 書	年 月 日交付(履行期限 年 月 日)		
代執行令書	年 月 日交付(備付期 年 月 日)		
執行責任者	警視庁 警察署 階級 氏名		
代執行費用	概算見積額 円		
代 執 行 の 実 施 日 時	年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで		
備 考			

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 殿

警視庁 警察署長 印

引 取 通 知 書

代執行実施に伴う除去等資材の引取りについて	<p>下記の代執行を行うに当たり、代執行対象物件は同日、同所において引き渡すので、所有者等において引き取っていただくことになりま</p> <p>す。</p> <p>もし、引取りがないため、対象物件に損害が生じても、その責任を負いかねます。また、やむを得ず保管業者に委託保管することとなったときは、その保管費用は所有者等の負担となります。</p>
代執行日時	年 月 日 午 時 分
代執行実施場所	区 町 丁目 番 号
代執行対象物件	

別記様式第10(第17関係)

年 月 日

工 作 物 等 預 り 書

警視庁

警察署長殿

会社所在地

会社名

担当者

印

<p>保管を始めた日時</p>	<p>年 月 日 午 時 分</p>			
<p>保 管 場 所</p>	<p>区 町 丁目 番 号</p>			
<p>保管した工作物等</p>	<p>名称又は種類</p>	<p>形 状</p>	<p>特 徴</p>	<p>数 量</p>
<p>備 考</p>				

別記様式第11(第18関係)

受 領 書

年 月 日

警視庁 警察署長殿

返還を受けた者
住 所
氏 名

印

下記のとおり、工作物等(現金)の返還を受けました。

返還を受けた日時

返還を受けた場所

返還を受けた工作物等	整理番号	第 号
	名称又は種類	
	形 状	
	数 量	
返還を受けた金額		円

備考 整理番号は保管工作物等一覧簿に記載の整理番号を記入すること。

年 月 日

住 所
氏 名 殿

警視庁 警察署長 印

工 作 物 等 引 渡 依 頼 書

下記引取人に保管工作物等を引き渡すように依頼します。

受 取 人	住 所 氏 名				
所有者等	住 所 氏 名				
保管した工作物等	名称又は種類	形 状	特 徴	数	量
保管した場所					
保 管 期 間	月 日 午 時 分から				
	月 日 午 時 分まで				
備 考					

別記様式第13 (第23関係) (表)

督 促 状			
文 書 番 号	第 号	科 目	
納入通知書番号	第		号
納入者氏名			
滞 納 金 額			円
内 訳			円
			円
納 付 期 限	年 月 日		
指定納入期限 年 月 日			
<p>1 上記のとおり、工作物等措置費用が滞納となっておりますから、警察署へ納めてください。</p> <p>2 指定納入期限までに上記滞納金を完納しないときは、国税徴収法の滞納処分の例により、財産差押えを受けることになります。</p>			
<p>(注) この督促状を受ける前に納入済みの方は、行き違いでありますから、御了承願います。</p>			
年 月 日			
		警視庁	警察署長 印

備考1 行政代執行法に基づいて措置した、費用徴収の督促に用いるものとする。
 2 「納入期限」欄には、納入通知書に指定した納付期限を記載する。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部交通規制課道路第二係経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第13の2（第56関係）（表）

督 促 状			
文 書 番 号	第 号	科 目	
納入通知書番号	第		号
納入者氏名			
滞 納 金 額			円
内 訳			円
			円
納 付 期 限	年	月	日
指定納入期限 年 月 日			
<p>1 上記のとおり、工作物等措置費用が滞納となっておりますから、 警察署へ納めてください。</p> <p>2 指定納入期限までに、上記滞納金を完納しないときは、地方税法の滞納処分の例により、財産差押えを受けることになります。</p> <p>(注) この督促状を受ける前に納入済みの方は、行き違いでありますから、御了承願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警視庁 警察署長 印</p>			

備考1 道路交通法に基づいて措置した、費用徴収の督促に用いるものとする。
2 「納入期限」欄には、納入通知書に指定した納付期限を記載する。

(裏)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公 示 送 達 書

年 月 日

下記の書類は、当警察署交通課に保管してありますから、来署の上、受領してください。

警視庁 警察署長 印

記

送 達 を 受 け る べ き 者 の 住 所 及 び 氏 名	
送 達 す る 書 類 の 名 称	
備 考	

- 備考1 「公示送達」は、公示年月日及び送達を受けるべきごとに一葉とする。
2 年月日は、公示した日を記載すること。

第 年 月 号
日

交 通 部 長 殿 (交. 規. 道 2)

警察署長 印

滞 納 処 分 上 申 書

被 滞 納 者 住 所 及 び 氏 名	
滞 納 金 額	
参 考 事 項	
添 付 書 類	1 違法工作物等措置簿 (写) 2 代執行実施簿 (写) 3 公示送達書 (写) 4 そ の 他

差 押 予 告 通 知 書

年 月 日

住 所
氏 名 殿

東京都警視庁担当
滞納処分吏員

印

あなたに対しては、すでに納入通知書及び督促状によって、工作物等の措置料金及び保管料金の納入を命じていますが、いまだに滞納となっています。これが最後の通知となりますので、必ず期限までに納入してください。期限までに納入がない場合は、あなたの財産を差し押さえることとなります。なお、動産、自動車、電話加入権等の登録財産や家賃、売掛金、銀行預金、給料等については、直接あなたの自宅に伺わないで差し押さえる場合があります。

また、やむをえず夜間に差押えを行う場合もありますから御承知ください。

※ 本状と行違いに納入された場合は、御容赦ください。

記

納 入 期 限	本通知書を受取りしだい、直ちに納入してください。
納 入 場 所	

種 別	年 度	法 定 納 入 期 限	金 額
			円
連 絡 先			

別記様式第17(第35関係)

捜 索 調 書

年 月 日

東京都警視庁担当
滞納処分吏員

印

滞納処分のため、下記のとおり捜索したから、地方税法により準用する
国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作成したから交付し
ます。

滞 納 者	住(居)所				
	氏 名				
滞 納 金 額	科 目	年 度	納 入 期 限	金 額	
			円
捜索した場所 または物					
捜索した日時		年 月 日		午 時 分から	
				午 時 分まで	
備 考		上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。			
		年 月 日		印	
		捜索調書謄本(捜索を受けた第三者又は滞納者あて)を受領しました。			
		年 月 日		印	

備考 行政代執行法第6条第1項に基づいて費用徴収する滞納処分の場合は、
本文の「地方税法により準用する」を二重線で抹消する。

別記様式第18 (第36関係) (表)

差 押 調 書						
年 月 日 東京都警視庁担当 滞納処分支員						印
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえます。						
滞納者	住(居)所					
	氏 名					
滞納金額	科 目	年 度	納 入 期 限	金 額		
差押財産	債務者住(居)所			氏名		

滞納処分のため 検索した 場所又は物						
検索した日時	年	月	日	午 時	分 から	分 まで
上記の検索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 年 月 日 印						
差押調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 年 月 日 印						
上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。 年 月 日 殿 滞納処分支員 印						

(裏)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求の判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都知事を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この場合においても、処分に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第19 (第37関係) (表)

債権差押通知書				
住所 氏名			年 月 日	殿
			東京都警視庁担当 滞納処分吏員	印
<p>下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえますから、 年 月 日までに本職に支払ってください。この通知を受けた後、債権者に対して支払ってもその支払いは無効です。 地方税法により準用する国税徴収法第62条第1項の規定により通知いたします。</p>				
債権者 (滞納者)	住(居)所 氏名			
債務者	住(居)所 氏名			
差押財産 の表示				
滞 納 金 額	科 目	年 度	納入期限	金 額
				円
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right;">印</div>				
債権差押通知書謄本(第三債務者あて)を受領しました。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right;">印</div>				

備考 行政代執行法第6条第1項に基づいて費用徴収する滞納処分の場合は、本文の「地方税法により準用する」を二重線で抹消する。

(裏)

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求の判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都知事を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この場合においても、処分に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第20(第37関係)

配 当 計 算 書

下記受入れ欄に記載の金額については、下記の交付日及び場所において支払欄又は残余金額欄に記載のとおり配当又は交付することとなりましたので、地方税法により準用する国税徴収法第131条の規定より、この計算書を作成します。

滞 納 者	住(居)所				
	氏名又は名称	殿			
受 入	差押(換価)財産等の名称・数量・性質及び所在	金			額
				円	
支	債権者の住所及び氏名又は又は名称				
払	確認債権額	配当順位	配当金額	備考	
			円		
残 余 金	円	換価代金	期日	年	月
		等の交付	場所	日	時
年 月 日					
東京都警視庁担当 滞納処分吏員 印					

備考1 国税徴収法第133条第2項の規定による配当計算書に関する異議の申し出は、換価代金の交付時まですることができますが、なるべく早期に書面により申し出てください。

2 行政代執行法第6条第1項に基づいて費用徴収する滞納処分の場合は、本文の「地方税法により準用する」を二重線で抹消する。

別記様式第21(第38関係)

差押金額計算書(給料等)			金額
① 給料等の月額			
② 地方税法により準用される国税徴収法第7条第1項の規定に基づき定められた差押禁止額	1号	給料等から差し引いている源泉所得税額	
	2号	給料等から差し引いている地方税	
	3号	給料等から差し引いている社会保険料等	
	4号	別表に掲げる滞納者を含む家族に対応する金額	
	5号	(①-(1号+2号+3号+4号の金額)) x20/100ただし、(4号の金額x2) の金額を限度とする	
	合計	1号+2号+3号+4号+5号の金額	
③ 差押可能金額		① - (②欄の合計金額)	
差押可能金額のうち、本職に支払うべき金額			

別表(上記②の4号欄の金額)

家族数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
金額								

(注)家族数が8人以上の場合は、1人増員ごとに 円を加算する。

備考1 同封の給料等の差押えについて、あなたが支払うべき金額は、上記のとおり計算してください。

2 ①欄の合計金額について1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り上げてください。

3 行政代執行法第6条第1項に基づいて費用徴収する滞納処分の場合は、本文の「地方税法により準用する」を二重線で抹消する。

別記様式第22 (第39関係) (表)

引 渡 命 令 書	
第 年 月 日 号	
滞納者・占有者 住 所 氏 名	
殿	
東京都警視庁担当 滞納処分吏員	
印	
下記のとおり、滞納金額を徴収する必要があるので、下記財産を滞納処分 吏員に引き渡してください。	
引 渡 命 令 財 産	滞納者・占有者
	住所及び氏名
	名 称 数 量 性 質
引 渡 期 限	年 月 日
引 渡 場 所	
上記の引渡命令書謄本を受領しました。	
年 月 日 印	
備 考	

(裏)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都知事を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この場合においても、処分に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第23(第40関係)

差 押 解 除 通 知 書

第 年 月 日

住 所
氏 名 殿

東京都警視庁担当
滞納処分吏員

印

下記財産の差押えを解除しましたから、通知します。

滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	

差 押 解 除 財 産	名称、数量、性質、所在その他	差 押 年 月 日

備 考	
--------	--

年 月 日

警視庁

警察署長殿

住 所
会社名
作業者

印

作 業 完 了 通 知 書

1 作業年月日

2 作業者

3 作業内容及び料金

料 金 合 計	円
---------	---

4 立会人

年 月 日

警察署
階 級

課(係)
氏名

印

違法工作物等保管公示書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第81条第3項の規定に基づき、下記の工作物等を保管したので公示する。

年 月 日

公示者
警視庁
警 視

警察署長

印

記

1 保管した違法工作物等の名称又は種類

形 状

特 徴

数 量

2 除去等年月日
年 月 日 午 時 分

3 除去等の場所
区 町 丁目 番 号

4 保管開始年月日時
年 月 日 午 時 分

5 保管場所
区 町 丁目 番 号

6 そ の 他

通知（ ）第 号
年 月 日

交通規制課長（交規. 道2）

警視庁 警察署長 印

公 報 登 載 依 頼 書

違法工作物等を除去等・保管等したところ、当該工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないため、当警察署掲示板に14日間掲示したが、所有者等が判明しないので、道路交通法第81条第3項に基づき、東京都公報への登載を依頼する。

記

措 置 月 日	
措 置 保 管 件 数	
添 付 書 類	1 違法工作物等措置簿（写） 2 違法工作物等保管公示書（写） 3 違法工作物等保管公示

違 法 工 作 物 等 保 管 公 示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第81条第3項の規定に基づき、下記の工作物等を保管したので公示する。

年 月 日

公示者
警視庁
警 視
警察署長

記

1 保管した違法工作物等の名称又は種類

形 状

特 徴

数 量

2 除去等年月日
年 月 日 午 時 分

3 除去等の場所
区 町 丁目 番 号

4 保管開始年月日時
年 月 日 午 時 分

5 保管場所
区 町 丁目 番 号

6 そ の 他

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 殿

警視庁 警察署長 印

工 作 物 等 売 却 処 分 通 知 書

年 月 日、あなたの物件を、次のとおり売却処分にしたから、通知します。

記

1 処分の理由

道路交通法（昭和35年法律第105号）第81条第4項の規定により、工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができず

- 滅失し、若しくは破損するおそれがあるため
- 公示の日から起算して3月を経過し、保管に不相当な費用がかかり若しくは手数を要するため

2 工作物等及び売却価格

3 工作物等の保管開始年月日時
年 月 日 午 時 分

4 保 管 公 示 年 月 日
年 月 日

5 工作物等を設置（放置）していた場所
区 町 丁目 番 号

警察署長

警 視

殿

課(係)

階級

氏名

印

工 作 物 等 廃 棄 書

道路交通法第81条第5項の規定により、保管工作物等について、下記の理由により廃棄することとしたい。

記

整理番号	第	号	措置年月日	年	月	日
名称又は種類		形	状	特	徴	数 量
廃棄した理由						
廃棄した年月日	年	月	日	廃棄場所		
廃棄の方法						
廃棄立会人						
備考						

備考 整理番号は、保管工作物等一覧簿に記載してある整理番号を記入すること。

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 殿

警視庁 警察署長 印

工 作 物 等 廃 棄 処 分 通 知 書

年 月 日、あなたの工作物等を、次のとおり廃棄処分しましたから、通知
します。

記

1 処分の理由

道路交通法（昭和35年法律第105号）第81条第5項の規定により、工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができず、保管に不相当な費用を要するため売却処分に付したが、買受人がなかったため。

2 工作物等の名称及び種類、特徴、数量

3 除去等の年月日時

年 月 日 午 時 分

4 除去等の場所

区 町 丁目 番 号

5 工作物等の保管開始年月日時

年 月 日 午 時 分

6 工作物等の保管した場所

区 町 丁目 番 号

7 保管公示年月日

年 月 日

別記様式第32 (第58関係) 1枚目 (表)

第 年 月 日 号

住所
氏名

殿

警視庁

警察署長

印

沿道工作物等措置命令書

下記の工作物等は、交通の危険又は妨害となるおそれがありますので、必要な措置をとるよう、道路交通法第82条第1項の規定により命令します。

記

工作物等の場所	区(市)	町(村)	丁目	番	号
危険又は妨害となっている工作物等					
措置を必要とする理由					
必要な措置					
措置すべき期限		年	月	日	まで
備考					

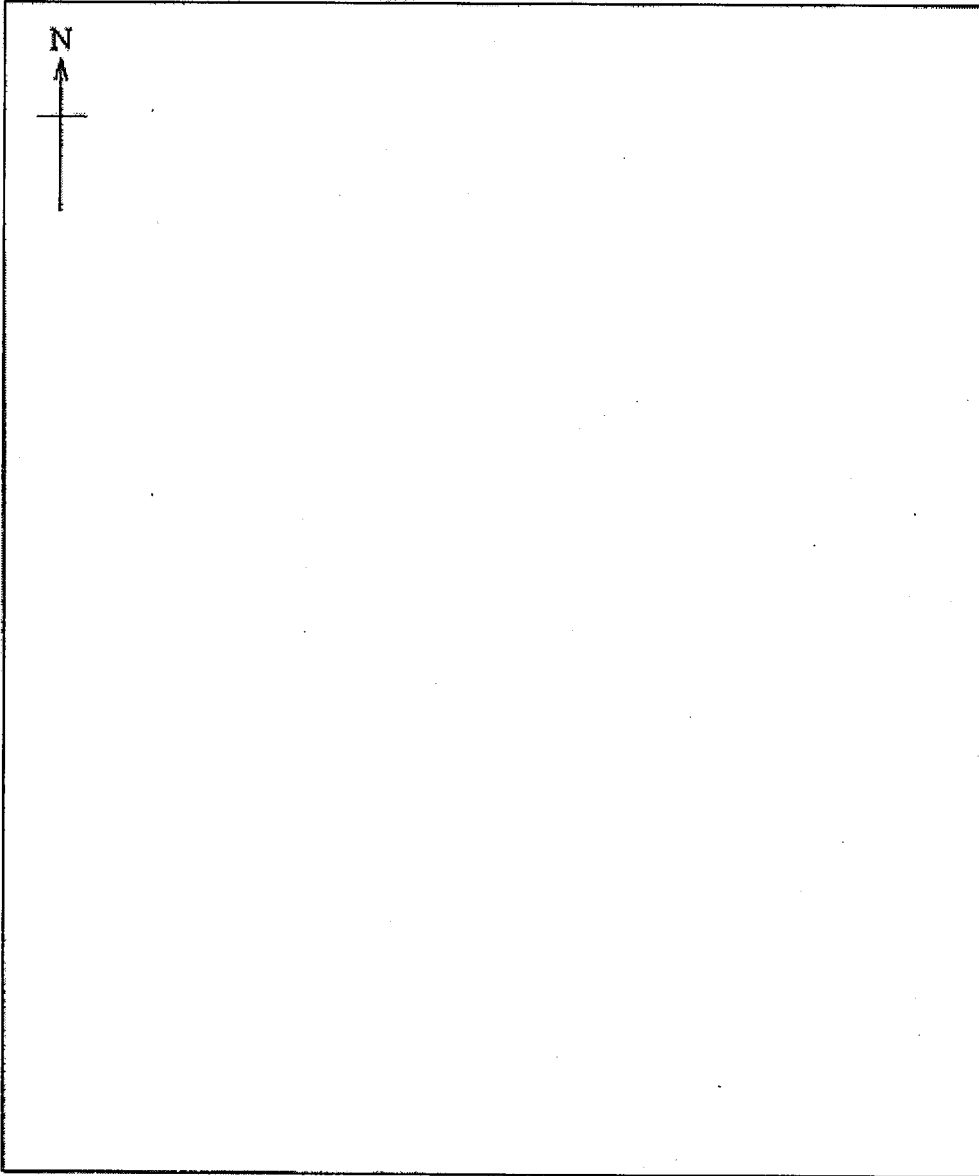
備考 この命令に従わないときは、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられるほか、本職自ら必要な措置をとることがあります。

きりとり線

受 領 書		
		年 月 日
警視庁	警察署長殿	
	住所	
	氏名	印
年 月 日	付け第	号による沿道工作物等措置命令書を受け取りました。

1枚目(裏)

現場見取図及び措置要領



2枚目

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部交通規制課道路第二係経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。